

第6回共通到達度確認試験

令和7年1月12日実施

1. 憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

通常の立法手続と同じ要件で憲法を改正することができる場合、その憲法のことを軟性憲法という。

問題 2

憲法改正条項の定める憲法改正手続に則って主権の所在を変更することは憲法改正の限界を超えるとする見解を前提にした場合でも、天皇主権の大日本帝国憲法の改正手続を経て成立した国民主権の日本国憲法を改正の限界を超えた無効のものと解さずに、それを新憲法の制定と評価することはできる。

問題 3

主権の概念は、①国家権力そのもの（国家の統治権）を意味する場合と、②国家権力の属性としての最高独立性を意味する場合と、③国政についての最高決定権を意味する場合とがあるが、憲法前文 3 項で用いられている「主権」は③の意味である。

[参照条文] 日本国憲法

前文 3 項 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

問題 4

憲法は国事行為の一つとして法律等の公布を挙げているが、天皇も憲法尊重擁護義務を負っているので、天皇は、自身が憲法に違反すると考える法律については公布を拒まなければならない。

[参照条文] 日本国憲法

第 7 条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二～十（略）

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、自衛隊が憲法 9 条 2 項により保持が禁じられている「戦力」に該当するか否かは、直接国家統治の基本に関する高度に政治性を有する問題であるので、裁判所の審査権の外にある。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、社会保障上の国の施策において在留外国人をどのように処遇するかをめぐり国が自国民を在留外国人より優先的に扱うことは、生存権について定める憲法 25 条や法の下での平等について定める憲法 14 条 1 項の各規定の趣旨に照らして許されない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、強制加入団体である税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためのものである場合を除いて、税理士法所定の税理士会の目的の範囲外の行為となる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、裁判所が宗教法人法の規定に基づき宗教法人に対して解散を命じたとしても、その信者は法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもないため、この解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり、制限したりする法的効果を一切伴うものではない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、集会は、その性質上、集会を行うための場所が不可欠であるため、憲法 21 条 1 項の集会の自由は、集会を行うための場所の提供を求める権利を含むと解され、市民会館の管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由に対する不当な制限となる。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、大学における学生の集会は、大学の公認した学内団体による集会や、大学の許可した学内集会であっても、それが真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動にあたる行為をするものである場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治を享有しない。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、当事者主義を高度にとりいれた現行刑事訴訟法の訴訟構造の下においては、被告人側にも積極的な訴訟活動が要請されるから、被告人側が積極的に期日指定の申立てをするなど審理を促す行動に出なかった場合には、憲法 37 条 1 項の保障する迅速な裁判を受ける権利を放棄したと推定される。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

(以下略)

問題 12

最高裁判所の判例によれば、立法の内容が憲法の規定に違反する場合であっても、国会議員の当該立法にかかわる立法行為は国家賠償法 1 条 1 項の適用上適法と判断されることがある。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、人の生命に対する明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合を除き、裁判所が審査判断することは適切ではない。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国民全体の意思決定の唯一のルートである国会の法律制定を通じて国民全体の教育意思が具体化されるべきであり、家庭教育を除いては子どもの教育内容は国家によってのみ決定される。

問題 15

労働基本権は私人間の関係にも直接適用されるため、労働組合への不参加を条件とする私人間の労働契約は憲法上も認められない。

問題 16

憲法は衆議院の優越を採用しているため、参議院議員の中から内閣総理大臣を国会が指名することは憲法に違反する。

問題 17

閣議の議決方式について、憲法や内閣法に明文の定めはないが、全会一致による議決が慣行となっている。

問題 18

違憲審査の対象に条約が含まれるか否かについては議論があったが、砂川事件最高裁判決（最大判昭和 34・12・16 刑集 13・13・3225）は、条約に対する裁判所の違憲審査権の存在を前提とした説示を行った。

問題 19

憲法は衆議院に予算の提出権を認めているため、制定された法律を執行するために必要となる予算がない場合、衆議院が必要な予算案を提出しなければならない。

問題 20

条約の締結には国会の承認を要するところ、議定書という名称が付された国家間における法的な合意文書については国会の承認を要しない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

プライバシーに関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することから、警察官が、犯罪捜査の必要上写真を撮影する際に、その対象の中に個人の容ぼう等を含めることについては、撮影される本人の同意がない限り、憲法 13 条の趣旨に反し許されない。
- イ. 何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有することから、行政機関が、住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為については、対象となる当該個人の同意がない限り、憲法 13 条の趣旨に反し許されない。
- ウ. 前科および犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公表されないという法律上の保護に値する利益を有しており、市区町村長は、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない。
- エ. 対象車両およびその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする GPS 捜査の手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害しうるものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公権力による私的領域への侵入を伴う。
- オ. 指紋は、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるから、いかなる理由があるにせよ国家機関が指紋の押なつを強制することは、憲法 13 条の趣旨に反して許されない。

1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ

問題 22

女性の再婚禁止期間に関する判決（最大判平成 27・12・16 民集 69・8・2427）に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

教 授：これから女性の再婚禁止期間に関する平成 27 年の最高裁判決について考えてみます。この事件では、女性の再婚禁止期間を定めた判決当時の民法 733 条 1 項の規定（以下「本件規定」という。）の憲法適合性が争われました。これについて最高裁は、本件規定の一部分について憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項に違反すると述べています。このことを判断するにあたって最高裁は、本件規定の立法目的について、どのような説明をしていますか。

学生 A：最高裁は、本件規定の立法目的について、道徳的な理由に基いて寡婦に対し一定の服喪を強制するという趣旨があることに加えて、父性の推定の重複を避けることだと解しています。

教 授：父子関係の確定を科学的な判定に委ねる場合、近年ですと DNA 検査技術などが進歩しており、高い確率で生物学上の親子関係を確認できるようになっていることから、再婚禁止期間を設けておくことは不要であるという指摘も考えられます。これについて最高裁は、何か言及していますか。

学生 B：最高裁は、DNA 検査技術の進歩によって高い確率で生物学上の親子関係を確認できるようになっているかどうかという事実についてはそもそも触れずに議論を進めています。

教 授：本件規定が、女性についての再婚禁止期間を定めていること自体をめぐり、立法目的との間で合理性を有するかどうかという点について最高裁は、どのように述べていますか。

学生 C：最高裁は、本件に関連するいくつかの民法の諸規定を踏まえると、女性について 100 日の再婚禁止期間を設けることには立法目的との間で合理性があり、憲法 14 条 1 項および憲法 24 条 2 項に違反しないとしています。

教 授：本判決は、本件規定が女性の再婚禁止期間を 6 箇月と定めていることが、憲法 14 条 1 項および 24 条 2 項に違反すると述べています。この「6 箇月」という期間は、昭和 22 年改正前の旧民法から長らく採用されてきたものですが、最高裁は、本件規定制定時までさかのぼって、6 箇月という期間を定めたことを不合理であったと述べているのでしょうか。

学生 D：いいえ。最高裁は、旧民法の再婚禁止期間の規定が本件規定に引き継がれた当時においては、6 箇月という期間を定めたことについて国会に認められる合理的な裁量の範囲を超えるものであったとまでいうことはできないとしています。

教 授：本判決では、ドイツやフランスにおける再婚禁止期間の制度の廃止について言及がされております。こうした諸外国の立法の動向に注目することについて最高

裁は、どのような評価をしておりますか。

学生 E：再婚禁止期間に関する諸外国の動向は、日本における再婚禁止期間の制度の評価に直ちに影響を及ぼすものとはいえないものの、再婚をすることについての制約をできる限り少なくするという要請が高まっていることを示す事情の一つとなりうるものだとしています。

1. 学生 A と学生 B
2. 学生 A と学生 D
3. 学生 B と学生 C
4. 学生 C と学生 E
5. 学生 D と学生 E

問題 23

政教分離に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 神戸高専剣道実技履修拒否事件判決（最判平成 8・3・8 民集 50・3・469）によれば、公立学校において、信仰上の真しな理由から剣道実技に参加することができない学生に対し、代替措置として、他の体育実技の履修、レポートの提出等を求めたうえで、その成果に応じた評価をすることは、憲法 20 条 3 項に必ずしも違反するものではない。
- イ. 津地鎮祭事件判決（最大判昭和 52・7・13 民集 31・4・533）によれば、市の体育館の工事現場において、神職により神社神道固有の祭祀儀礼に則って起工式が行われたとしても、それが参列者および一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられない。
- ウ. 愛媛玉串料事件判決（最大判平成 9・4・2 民集 51・4・1673）によれば、神社自体がその境内において挙げる恒例の重要な祭祀に際して玉串料を奉納することは、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっている。
- エ. 空知太神社事件判決（最大判平成 22・1・20 民集 64・1・1）によれば、本件神社物件を管理し祭事を行う氏子集団は、宗教的行事などを行うことを主たる目的としているものの、町内会に包摂されており、町内会とは別に社会的に実在しているものとは認められないことから、憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」にはあたらない。
- オ. 孔子廟事件判決（最大判令和 3・2・24 民集 75・2・29）によれば、市の管理する都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を有する一般社団法人に対して、その敷地の使用料の全額を免除した市長の行為は、憲法 20 条 3 項の禁止する宗教的活動に該当する。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 24

札幌税関事件判決（最大判昭和 59・12・12 民集 38・12・1308）に関する以下の学生の発言のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、札幌税関事件判決について考えてみましょう。当時の関税定率法 21 条 1 項 3 号は、「風俗を害すべき書籍、図画」を輸入禁制品として定め、その輸入を禁止していました。そして、税関において、輸入貨物が「風俗を害すべき書籍、図画」に該当する物品か否かを検査する、いわゆる税関検査が実施されていたところ、X は輸入しようとしていた書籍が輸入禁制品に該当する旨の通知を税関長より受け、当該書籍の入手ができなくなってしまいました。

この事案では、当該書籍に対してなされた税関検査が憲法 21 条 2 項の「検閲」に該当するかが争われ、最高裁判所は税関検査の検閲該当性を否定しましたが、その検討にあたり、最高裁判所は「検閲」をどのように定義していたでしょうか。

学生 A：最高裁判所は、憲法 21 条 2 項の「検閲」を、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの、と定義しました。

教授：では、本判決は、今回の税関検査を、表現に対する事前規制そのものだと考えていたでしょうか。それとも、事前規制たる側面を有すると述べるにとどまっていたでしょうか。

学生 B：本判決は、税関長による輸入禁制品に該当する旨の通知がなされると、以後これを適法に輸入する途が閉ざされ、その結果、当該表現物に表された思想内容等は、日本国内において発表の機会を奪われることとなるため、今回の税関検査は表現に対する事前規制そのものであると指摘していました。

教授：ところで、本事案では、関税定率法 21 条 1 項 3 号の「風俗を害すべき書籍、図画」の一律輸入禁止が憲法 21 条 1 項の表現の自由を不当に侵害するものであるかについても、争われていましたね。ここでは、刑法 175 条において猥褻^{わいせつ}文書等に関する行為が処罰の対象となるのは、その頒布、販売および販売の目的をもってする所持等であって、単なる所持自体は処罰の対象とされていないので、最小限度の制約とするためには、単なる所持を目的とする輸入は規制対象から除外すべき、との主張がなされていました。この点について、最高裁判所はどのような判示を行っていましたか。

学生 C：本判決は、日本国内における健全な性的風俗を維持確保する見地からは、猥褻表現物がみだりに国外から流入することを阻止することは公共の福祉に合致する、と述べたうえで、関税定率法 21 条 1 項 3 号の「風俗を害すべき書籍、図画」

の輸入禁止の範囲は、日本国内の健全な性的風俗の維持確保にとって必要やむを得ない限度に画されるべきである旨を指摘し、単なる所持目的での輸入であれば同号に違反しない旨、判示しました。

教授：本事案では、関税定率法 21 条 1 項 3 号の「風俗を害すべき書籍、図画」にいう「風俗」の意味も問題となりましたね。これに関しては、「風俗」という用語の意味内容は、性的風俗、社会的風俗、宗教的風俗等多義にわたり、その文言自体から直ちに一義的に明らかであるとはいえず、規制対象が不明確である、との指摘ができそうです。この点について、本判決はどのような判断をしましたか。

学生 D：本判決は、およそ法的規制の対象として「風俗を害すべき書籍、図画」等というときは、性的風俗を害すべきもの、すなわち猥褻な書籍、図画等を意味するものと解することができる述べ、最終的には関税定率法 21 条 1 項 3 号の規定は明確性の要請に欠けるところはない、と判示しています。

教授：本判決は、表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈をすることが許される限界についても明らかにしていました。それはどのような内容でしたか。

学生 E：表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈をすることが許されるのは、その解釈により、規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず、また、当該規定が適用される本人の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものでなければならない、と述べていました。

教授：では、みなさんの解答が正しかったか、これから判決文を見て確認していきましょう。

1. 学生 A
2. 学生 B
3. 学生 C
4. 学生 D
5. 学生 E

問題 25

憲法 22 条に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 職業は、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有することから、職業選択の自由は憲法 22 条 1 項で保障される一方で、その性質上、社会的相互関連性が大きく公権力による規制の要請が強いことから、職業遂行の自由には同項の保障が及ばない。
- イ. 自動車運送事業経営について免許制がとられている以上、無免許営業取締の実効性を確保し、免許制度を崩壊させないために、無免許営業に発展する危険性の高い自家用自動車の有償運送行為を禁止しても、それは公共の福祉の確保のために必要な規制であり、憲法 22 条 1 項に違反しない。
- ウ. 厚生労働大臣の指定する要指導医薬品の販売に際して、薬剤師の対面による情報の提供や薬学的知見に基づく指導を義務付けることは、職業選択の自由そのものに対する制限であるといえるが、国民の生命および健康に対する危険を防止するために必要かつ合理的な規制であり、憲法 22 条 1 項に違反しない。
- エ. 登記制度は国民の権利義務等社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすことなどにかんがみると、法律により認められた司法書士等以外の者が他人の嘱託を受けて登記手続代理業務を行うことを原則として禁止しても、それは公共の福祉に合致した合理的な規制であり、憲法 22 条 1 項に違反しない。
- オ. 海外渡航の自由は経済的自由のみならず人身の自由や精神的自由としての側面を有しているため、海外渡航を事実上制限することになる旅券の発給拒否は、旅券名義人の生命・身体・財産や日本国の利益ないし公安が害される明白かつ現在の危険がある場合でなければ、憲法 22 条 2 項に違反する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 26

財産権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容変更の程度、および変更によって保護される公益の性質などを勘案し、その変更が当該財産権への合理的な制約といえる場合には、違憲の立法とはいえない。
- イ. ため池の破損、決かいの原因となるようなため池の堤とうの使用行為を禁止しても、それは災害を防止し公共の福祉を保持するために社会生活上やむを得ないものであり、堤とうの所有者はそれを当然受忍しなければならない責務を負うから、憲法 29 条 3 項の損失補償は必要ない。
- ウ. 憲法 29 条 3 項にいう「公共のために用ひる」とは、公共の福祉を増進する目的をもって、道路、公園等の公共施設建設のために農地、宅地、建物等を買収する場合を指すから、買収された農地等が特定の個人に売り渡される場合は、「公共のために用いる」ものとはいえない。
- エ. 農地改革の際の自作農創設特別措置法に基づく農地買収において、憲法 29 条 3 項にいうところの財産権を公共の用に供する場合の「正当な補償」とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額のことである。
- オ. 土地収用法における損失の補償は、完全な補償、すなわち、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめるような補償である必要はなく、被収用者が近傍において被収用地と同等の代替地等を取得することができる金額の補償まで要するものではない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 27

選挙権および選挙制度に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法は選挙制度の仕組みの具体的決定を国会の広い裁量に委ねているため、公職選挙法が在外日本国民の選挙権の行使を可能にする制度を何ら設けていないとしても、そのことが憲法に違反するのは、その国会の裁量判断が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ない場合に限られる。
- イ. 国民の選挙権またはその行使を制限することは原則として許されず、被選挙権も選挙権と表裏の関係にある重要な権利であるため、公職選挙法上の選挙運動管理者等による選挙違反を理由に、候補者に対し、刑罰に加えて立候補を一定期間禁止する制裁を加えることは憲法上許されない。
- ウ. 二院制を採用した憲法の趣旨などに照らせば、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。
- エ. 政策本位・政党本位の選挙制度の実現のために、衆議院議員の小選挙区選挙に際し、公職選挙法が候補者届出政党のみに政見放送を認めた結果、当該政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動における差異が生じたとしても、その差異は合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているとまでは断定し難い。
- オ. 衆議院の拘束名簿式比例代表選挙制は、当選人の決定に際し投票人以外の者の意思が介在する点で間接選挙にあたるものの、憲法は両議院の議員の選挙の際には直接選挙を要請しておらず間接選挙も憲法上許容されるため、拘束名簿式比例代表選挙制を採用することは憲法が許容するところである。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 28

国会および議院の活動・地位に関する以下の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 憲法が採用する会期制の下では、国会の各会期は独立して活動するのが建前であるため、会期中に議決に至らなかった議案や動議などの案件は後会に継続しないとする原則が憲法で規定されている。
2. 憲法が会期制を採用した趣旨は、国会の活動期間に期限を設けない場合に生じる弊害、すなわち政党間の争いが激化し、議会での討論が国内の政治的動揺を永続化させるなどの弊害を防止する点にあるため、憲法は、国会閉会の翌日から 50 日以内は臨時会を開催することを禁止する旨の規定を置いている。
3. 全国民の代表としての両議院の議員の地位について、憲法が命令委任を禁止して自由委任の原則を採用していることを受けて、現行法では、衆議院および参議院の比例代表選出議員が当選後に所属政党を変更しても議員の身分を失うことはないとされている。
4. 国会での議事・議決の定足数は総議員の 3 分の 1 であり、この総議員の意味について、少数の議員で事を決することを防止するという定足数の制度趣旨に照らせば、辞職等による欠員者も含めた法定の議員数であると解すべきであり、両議院の先例も総議員に欠員者を含むとしている。
5. 参議院の緊急集会において法律の制定や予算の改定などの措置がとられた場合、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意を得る必要があるが、その同意が得られなかった場合でも、法的安定性に鑑み、それらの措置の効力が失われることはない。

問題 29

裁判所、司法権および違憲審査制に関する以下の学生の発言のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

教授：今日は裁判所、司法権および違憲審査制について考えることにします。はじめに、皆さんがどれくらい勉強しているかを確認しておきたいと思います。

憲法および裁判所法によると、最高裁判所の長たる裁判官（最高裁判所長官）は内閣の指名に基づいて天皇が任命し、その他の裁判官（最高裁判所判事）は内閣が任命することになっています。それでは、最高裁判所の裁判官はどのような場合に罷免させられますか。

学生 A：裁判官の身分保障という観点から、裁判により、心身の故障のために職務をすることができずと決定された場合と、国民審査により投票者の多数が罷免を可とした場合のみ罷免されます。

教授：憲法 82 条 1 項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定めています。最高裁判所の判例は、このことと裁判の傍聴との関係をどのように捉えていますか。

学生 B：裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることとなりますが、憲法 82 条 1 項は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでないとしています。

教授：司法権の独立とはどのようなものですか。

学生 C：広い意味では、司法権が立法権・行政権から独立していることを意味しますが、さらに、個々の裁判官が裁判をするにあたって独立して職権を行使することも司法権の独立に含まれます。

教授：憲法 81 条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定めています。この規定については、下級裁判所は「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」、すなわち違憲審査権を有さないとしたものと読むこともできそうですが、最高裁判所の判例は、「憲法 81 条は、最高裁判所が違憲審査権を有する終審裁判所であることを明らかにした規定であつて、下級裁判所が違憲審査権を有することを否定する趣旨をもっているものではない」と解しています（最大判昭和 25・2・1 刑集 4・2・73）。それでは、最高裁判所の判例は、下級裁判所の違憲審査権は何に基づいていると解しているのでしょうか。

学生 D：下級裁判所に違憲審査権を認めるか否かは立法政策の問題であり、法律に基づいていると解しています。

教授：最高裁判所の判決がある法律の規定を全部違憲と判断した場合、その法律の規定はどうなりますか。

学生 E：日本国憲法の下での違憲審査制は付随的違憲審査制と解されていますので、当該事件にその法律の規定は適用されませんが、全部違憲の判決によって直ちにその規定が客観的に無効になる、すなわち存在を失うわけではありません。

1. 学生 A と学生 C 2. 学生 A と学生 D 3. 学生 B と学生 C
4. 学生 B と学生 E 5. 学生 D と学生 E

問題 30

地方自治に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 憲法 92 条の「地方自治の本旨」は、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという住民自治と、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという団体自治という 2 つの要素からなる。
- イ. 憲法 51 条は地方議会議員にも免責特権を保障しているため、地方議会議員は、地方議会で行った演説、討論または表決について刑事上の訴追を受けず、民事上の損害賠償責任を負うこともない。
- ウ. 憲法が地方公共団体として市町村と都道府県の二層制を保障していると解する見解を前提にしても、都道府県を解消してより広域な道州を基礎とする制度に移行することは憲法上許容されるという結論を導くことができる。
- エ. 憲法 95 条は、国会が「一の地方公共団体のみ適用される特別法」を制定するためには地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を要すると規定しているところ、これは国会単独立法の原則の例外である。
- オ. 条例が法律の範囲内で制定されたか否かについて、国の法令と同一の目的でより厳しい規制を定める条例は法律の範囲内である一方、国の法令と同一の目的で法令により規制が加えられていない項目について規制する条例は法律の範囲内ではない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。